

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 美幌町行政改革推進委員会（第1回）
開 催 日 時	令和5年3月23日（木） 13時30分 開会 14時22分 閉会
開 催 場 所	美幌町役場庁舎2階 第2会議室
出 席 者 氏 名	中川委員、采女委員、吉村委員、磯崎委員、染谷委員、三浦委員、 加藤委員、長谷川委員、森委員
欠 席 者 氏 名	下山委員
事務局職員職氏名	平野町長、小室総務部長、沖崎政策課長 政策統計グループ 辻主査、佐藤主事
議 題	第3次美幌町行政改革実施計画の策定報告について
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	0名
会議資料の名称	【資 料 1】第3次美幌町行政改革実施計画書 【参考資料1】第4次美幌町行政改革大綱 【参考資料2】第2次美幌町行政改革実施計画書 【参考資料3】美幌町行政改革実施計画新旧対照表
会議録の作成方針	☒ 録音データを使用した全部記録
	☐ 録音データを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室部長（事務局） 平野町長 小室部長（事務局） 中川委員	【開会】 ご案内の時刻となりましたので、ただいまより令和４年度第１回美幌町行政改革推進委員会を開催いたします。 本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 私は、当委員会の会長が選出されるまでの間、進行を務めます総務部長の小室でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 はじめに、平野町長から委嘱状の交付を行います。 私がお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場でご起立のうえ、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。 （委嘱状交付） 以上で委嘱状の交付を終わります。 なお、当委員会は、ただいま委嘱状を交付いたしました９名の皆さまに、本日、都合により欠席されております下山朋久様を加えた、総勢１０名の皆様によって構成されていることをご報告いたします。皆様には美幌町の行政改革の推進に関する事項につきまして調査・審議をいただくことになります。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、平野町長よりご挨拶を申し上げます。 改めまして、こんにちは。 本日はお忙しい中、令和４年度の第１回となります美幌町行政改革推進委員会にご出席をいただき誠にありがとうございます。ただいま、９名の皆様に委嘱状を交付させていただきました。皆様には委員をお引き受けいただいたことに心から感謝申し上げます。任期が令和８年の３月２２日までの３年間ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、美幌町では昭和６１年度に美幌町行政改革大綱を策定し、その後見直しを行い、現在、第６期美幌町総合計画に整合性をとりました第４次美幌町行政改革大綱、これは平成２８年度から令和８年度までの計画でありますけれども、大綱を策定して現在に至るまで行政改革の実施計画を定めて色々な取組をしてきたところであります。 現在の行政改革実施計画は今年度、令和４年度までの実施計画でありまして、次期実施計画として第３次美幌町行政改革実施計画、令和５年度から令和８年度までの計画を３月１７日に定めたところであります。 今後、皆様方には外部からの評価委員として行政改革の推進に関わっていただきますけれども、皆様のご意見をしっかりといただきこれからの行政運営に反映いたしまして町民満足度の向上と効率的な行財政運営を進めて参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 ここで、委員の皆様から自己紹介を兼ねまして、一言ご挨拶をいただければと思います。恐れ入りますが、委嘱状を交付させていただいた順に、中川様からお願いいたします。 美幌商工会議所で副会頭をやっております中川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

采女委員	美幌町自治会連合会事務局長をやっております采女です。よろしくお願いいたします。
吉村委員	JAびほろで参事をやっております吉村と申します。よろしくお願いいたします。
礒崎委員	美幌町男女共同参画プラン推進協議会から来ました礒崎です。よろしくお願いいたします。
染谷委員	社会福祉協議会の副会長をやっております。染谷良と申します。よろしくお願いいたします。
三浦委員	推薦団体としては、美幌町ボランティア連絡協議会に推薦を受けていて、修養団という社会教育団体に入っていたり、せせらぎ公園に行く人は私の顔を知らない人はいないというくらい、せせらぎ公園にいる三浦と申します。よろしくお願いいたします。
加藤委員	株式会社リッシンベン、加藤りんと申します。どうぞよろしくお願いいたします。
長谷川委員	一般公募の長谷川浩一と申します。よろしくお願いいたします。
森委員	一般公募でこちらに参りました。専業主婦の森香織と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
小室部長（事務局）	ありがとうございました。続きまして、事務局職員をご紹介します。
沖崎課長（事務局）	総務部政策課長の沖崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
辻主査（事務局）	政策課政策統計グループの辻といいます。どうぞよろしくお願いいたします。
佐藤主事（事務局）	政策課政策統計グループの佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
小室部長（事務局）	それでは続きまして、会長の選任へ入りたいと思います。 会長の選任につきましては美幌町附属機関に関する条例に基づき、委員の互選によって行われることになってございます。任期は委員の任期と同様に、3年間となります。皆様の中で自薦あるいは他薦したい方がいらっしゃいましたらご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
加藤委員	事務局案はありますでしょうか。
小室部長（事務局）	ありがとうございます。ただいま事務局案をというご発言をいただきましたが、案をお示しするという事で皆様よろしいでしょうか。
委員一同	了承
小室部長（事務局）	ありがとうございます。 それでは事務局案をお示しさせていただきます。 会長には、吉村委員を推薦したいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同	拍手
小室部長（事務局）	ありがとうございます。 皆様のご承認をいただきましたので会長には吉村委員を選任いたします。吉村委員におかれましては、前方の会長席へと移動をお願いいたします。 それでは吉村会長、ご挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
吉村会長	それでは、ただいま会長ということで任命をいただきましたけれども何分力不足ではございますけれども精一杯３年間務めて参りたいというふうに考えてございます。 私たちのふるさと美幌町の未来のために、この委員の皆様で活発な意見を交わしながらこの委員会を進めて参りたいと思いますので皆様にはお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。
小室部長（事務局）	美幌町附属機関に関する条例に基づきまして、このあとの会議の議長につきましては会長が務めるということになってございます。以降の進行については吉村会長をお願いしたいと思います。 なお、平野町長におかれましては次の公務が入ってございますのでここで退席させていただきます。
平野町長	ここで退席しますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
小室部長（事務局）	それでは、吉村会長よろしくお願いいたします。
吉村会長（司会）	はい、わかりました。 それでは着席のまま進行させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは事前にいただいております議案に従いましての進行になりますけれども、まず次第の５番目に入る前にですね会長の職務代理者のご指名をさせていただきたいと思います。 美幌町附属機関に関する条例第７条第４項の規定に基づきまして、会長より指名することになってございますので私の方からご指名をさせていただきたいと思います。 それでは、中川委員をお願いを申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
中川委員	よろしくお願いいたします。
吉村会長（司会）	それでは、議題の方に入って参りたいと思います。 第３次美幌町行政改革実施計画の策定報告について事務局からご説明のをよろしくお願いいたします。

佐藤主事（事務局）	（事務局説明） 事務局の佐藤でございます。 本日は私の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。 事前に郵送させていただいておりましたが、A4版の「議案」、資料1「第3次美幌町行政改革実施計画」、参考資料1「第4次美幌町行政改革大綱」、参考資料2「第2次美幌町行政改革実施計画」、最後に参考資料3「新旧対照表」をお配りしております。 不足等がございましたらお知らせください。よろしいですか。 それでは着席して説明させていただきます。 ＜美幌町行政改革について＞ 今回、初めて当委員会の委員となられた方々がいらっしゃいますので、始めに当委員会の概要をご説明いたします。 こちらの議案に添付しております「美幌町附属機関に関する条例」をご覧ください。 当委員会はこちらの条例に基づいて設置しております。最後の別表に記載がございますが、所掌事項は「美幌町の行政改革の推進に関する諮問事項の調査審議」となっております。後ほどご説明させていただく「美幌町行政改革大綱」の策定等の際に、町からの諮問に対してご審議いただくほか、美幌町の行政改革の取組状況に対してご意見をいただくこととなります。よろしくお願いいたします。 ＜美幌町行政改革大綱について＞ 続きまして、行政改革大綱についてご説明いたします。「参考資料1 第4次美幌町行政改革大綱」をご覧ください。 表紙をめくっていただきまして、1ページになります。なお、こちらの資料の平成32年度以降の元号は令和に読み替えてご説明いたします。 美幌町では昭和61年度に第1次美幌町行政改革大綱を策定し、行政のスリム化等の様々な取組を行ってきました。取組の内容につきましては1ページの中段から下段にかけての表にまとめてございますのでご覧ください。 続いて、2ページから4ページになりますが、こちらについては少子高齢化や公共施設の余剰化・老朽化、生活様式の多様化等による町民ニーズの変化を踏まえた内容についての詳細を記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。 続いて5ページをご覧ください。現行の第4次大綱は平成28年度から令和8年度までの11年間を計画期間として策定しました。美幌町の最上位計画である「第6期美幌町総合計画」の内容を踏まえたものとするため、計画期間を合せた形になっております。 第4次行政改革大綱は基本理念として「町民の満足度の向上をめざした持続可能な行財政運営の確立」というものを掲げておりまして、3つの基本方針と4つの推進項目で構成しております。 詳細につきましては6ページ、7ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。 続いて8ページをご覧ください。 行政改革の推進体制についての記載となります。町からの諮問や報告に対して当委員会が答申や助言を行います。また、行政改革大綱の策定などの際にパブリックコメント等を実施し、皆様から幅広くご意見をいただき
------------------	---

	ながら取組を進めております。 行政改革大綱についての説明は以上となります。 <第2次美幌町行政改革実施計画について> 続きまして、参考資料2「第2次美幌町行政改革実施計画」についてご説明いたします。 資料の1ページをご覧ください。 この計画は、先ほどご説明いたしました第4次行政改革大綱に基づき、行政改革の取組の具体的な内容と実施時期を定めたものです。 行政改革大綱の計画期間は11年間ですが、実施計画の期間は大綱の11年間の3年、4年、4年の3つに区切りまして策定したものでございます。第2次実施計画が4年間、第3次実施計画が4年間という形になっております。第2次実施計画の計画期間は平成31年度から令和4年度までとなっており、本年3月末をもって終了となります。2ページ以降に取組に関する記載がございますので、後ほどご覧ください。 以上で第2次実施計画の説明を終了いたします。 <第3次美幌町行政改革実施計画の策定について> ここから本題の説明をさせていただきます。 資料1「第3次美幌町行政改革実施計画」をご覧ください。 第3次美幌町行政改革実施計画は、先ほどご説明しました第2次実施計画が今年度で終了するため、内部組織であります「美幌町行政改革推進本部」にて本年3月17日に、次期の計画として策定したものでございます。 計画期間は令和5年度から令和8年度までの4年間となっており、令和5年度から運用を開始する「第6期美幌町総合計画の後期計画」と同様の期間としております。 3ページ以降に具体的な取組内容を記載しております。読みやすいようにA3サイズで印刷しております。 計画内容は第2次実施計画と美幌町総合計画の内容を踏まえたものとなっております。 行政改革大綱に基づく4つの推進項目「事務事業の改善」、「地域力の向上」、「行財政運営基盤の強化」、「公有財産の適正管理」について記載しております。それぞれに対応する「視点」、「取組項目名」、「取組内容」、「実施内容」、「年度計画」、「担当部署」を記載しております。 年度計画に記載の右矢印は「前年度と同様の取組」という意味合いになります。例えば、取組No.1「行政評価の運用」は令和5年度から令和8年度まで「実施」という意味になります。 続きまして、第2次実施計画からの変更箇所についてご説明させていただきますので、参考資料3「美幌町行政改革実施計画新旧対照表」をご覧ください。 こちらの表は第2次実施計画と第3次実施計画を比較し、変更箇所を赤字で記載しているものです。 全ての内容についての説明は省略させていただきますが、いくつかの変更点についてご説明いたします。資料の右半分が第3次実施計画の内容となっております。 No.3「行政手続きの簡素化・効率化」についてご覧ください。行政手続きのペーパーレス化と電子申請の拡充を図り町民の負担軽減及び利便性の向上を推進いたします。具体的な取組としてはマイナポータルや簡易申請システム、マイナンバーカードの活用等による利便性の向上と行政手
--	--

	続きのオンライン化、ペーパーレス化の推進に関する取組を行います。 続いてN o. 4「デジタル社会の実現」になります。 電算システムの管理体制を充実するとともに美幌町のDX推進計画に基づきまして行政機能の強化と地域づくりの推進に取り組んで参ります。具体的な内容としましては、情報システムの標準化、R P Aの利用促進、マイナンバーカードの活用を行って参ります。 続いてN o. 8「業務継続計画（BCP）の継続的な改善」になります。 こちら、第2次計画では業務継続計画を策定するとなっておりましたが、令和3年度に策定が完了しましたので次期計画におきましては業務継続計画の実効性を失うことの無いように点検をしながら業務継続力の向上を図るという内容に変更しております。 続いて参考資料3の2ページをご覧ください。 N o. 9「広報広聴機能の充実」につきまして、実施内容の中に自治会との懇談会、まちづくりミーティング制度の活用というものを新規で記載しております。こちらを記載した経緯としましては、第2次実施計画にN o. 11地域サポーター制度のあり方を検討という項目がございまして、検討した結果、第3次実施計画においてはN o. 9の取組を実施することによって整理しております。 続いて参考資料3の3ページをご覧ください。 N o. 14「町税等の収納対策の強化」になります。実施内容の中でスマートフォン収納ですとか、新たな納付環境の促進ということで町税等の納付に電子決済が可能になるシステムを入れまして、本年4月から運用開始を予定しているものになります。 続きましてN o. 17「経費の削減」になります。 ペーパーレス化の推進ですとか内部管理経費の削減に向けた取組を行いまして効率的な予算の執行を目指す内容となっております。 続いてN o. 21「水道事業の健全経営」になります。こちらは、スマートメーターの導入を検討するという事で、現在水道使用量は検針員の方が住宅を訪問して検針をしておりますけれども、スマートメーターは遠隔で数値を確認することができるものですので、現地まで行く必要が無くなるというものでございます。初期費用ですとか検討事項もございまして導入の検討に向けた調査の実施について追加しております。 続いて参考資料3の4ページをご覧ください。 N o. 25「公共施設の適正配置等の推進」でございます。 こちらは、実施内容に記載しております未利用施設除却計画の策定が第2次計画において完了しましたので、第3次計画からは策定した計画の推進を行う形で整理しております。 続いて、N o. 27「下水道ストックマネジメント計画の推進」になります。 こちら、赤字で記載しておりますが、処理場施設の耐震化ということで令和5年度から耐震化の診断を行いまして、今後の補強の必要性の判断等に向けた取組を行っていくものになります。
--	--

	続いてN o. 28「橋梁長寿命化修繕計画の推進」でございます。 第2次計画におきましては、具体的な修繕箇所の頭出しをしておりますが、緊急性等に応じて修繕箇所が変わっていくものになりますので、長寿命化修繕計画に基づく修繕等という内容に統合させていただいております。 以上が第2次実施計画からの主な変更点となります。 なお、実施計画の進捗管理については毎年度、実施結果の取りまとめを行い、行政改革推進本部及び当委員会へ報告いたします。 ご説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。 (質疑応答) ただ今事務局から説明をいただきましたけれども、その内容に対しまして何かご質問などがある方がおられましたらご発言いただければと思います。
吉村会長（司会）	
采女委員	参考資料3の2ページ、N o. 9なのですが、いわゆる地域サポーター制度を廃止をして、実施内容の新規と書いてある自治会との懇談会、まちづくりミーティング制度の活用というふうに書かれていますが、要するに地域サポーターというものは無くして、ということですよね。 これは令和5年度から動き始めるのか、そういうことを令和5年度以降策定していくのかということなんですけれども、自治会との懇談会とはどなたとの懇談会なのですか。
佐藤主事（事務局）	自治会との懇談会ですが、令和4年度も自治会連合会様と懇談を行っております。
采女委員	町長との懇談ですか。
佐藤主事（事務局）	仰るとおりです。こちらの懇談会に意味合いを持たせていくという記載になります。
采女委員	なるほど。確かに私も町長と何度かお話ししたことがあるんですけども、これは自治会単位でもできるとの捉え方でよろしいですか。
佐藤主事（事務局）	仰るとおりでございます。
吉村会長（司会）	よろしいですか。
采女委員	わかりました。
吉村会長（司会）	他に何かございますか。
采女委員	もう1点よろしいですか。
吉村会長（司会）	どうぞ。
采女委員	マイナンバーだとか、デジタル化っていう表現が結構あるんですけども、私もこの間マイナンバーがわからんなんて思って役場に聞きに来たんですがね、すごく良い制度なんですけれどもデジタル化によって困る人って結構数多くいると思うんですよ。

	例えば高齢の一人暮らしの方、スマホを持っておらず、固定電話しかないという方ですとか、私も自治会長をやっていますが結構そういった人がいて、私自身が、大丈夫かなと思うことがいっぱいあって、高齢の一人暮らしで家族が遠くに住んでいるなんかは特に。 デジタル化が表立って言われている裏で本当に困っている人は具体的にどうしたらいいんだろうと考えていたものですから、そこらへんも考えて欲しいかなと思います。
佐藤主事（事務局）	計画の中では窓口をご利用いただく方のニーズを把握して、お応えできるような体制づくりということを記載しておりますので、デジタルに1本化することが正解なのかといった検討をする必要はあると考えております。
沖崎課長（事務局）	国においてもデジタル化の関係で誰一人取り残さないとかそういったことも言われておりますので、その辺については、町も具体的な施策を打つ段階では、いただいた意見を基に検討していきたいと思っております。
采女委員	わかりました。
吉村会長（司会）	他にご意見はございませんか。計画の確認で、スタートですから何かわからないことですか聞いてみたいことでも構わないかと思いますが、どうでしょうか。
采女委員	じゃあもう1点よろしいでしょうか。
吉村会長（司会）	どうぞ。
采女委員	自治会との懇談会について、町長と懇談しましょうと、行政としては色々な声を聴きたいということで自治会とも懇談をやりますよというのでも確かに良いんだけど、以前、地域サポーター制度があった時はですね、どうしてこの制度が無くなったのか分からないけれども、恐らくはあまり活用されていなかったのではないかということだと思うんです。 それで、私が自治会長をやったときから地域サポーター制度はあったんだけど1回だけかな、ゴミの分別が大きく変わったときにサポーターの人が私の所に来て、ちょっと説明会をやらせてほしいということで1度やったんですよ。ただ、それはそれですごく良い事なんです。 そういうときに行政から、ここが変わるよ、だからちょっと皆にといいのはすごく良いんだけど、平素からそういう人たちが実際に自治会に入ってきているかということと実は入ってきていないんですよ。例えば総会にも顔を出さないとか。 もう終わってしまったことをここで言うてもしょうがないんですけど、やっぱりあのサポーター制度というのはちょっと私、その人とも色々話をしたけれども結局自治会活動に対して興味は持たない、持っていないという風に私は勝手に判断したんです。 ただ、行政でこういうことが変わりますよ。だから皆さん人を集めてくれ。やりましょうや。ぐらいのことでね。では平素から我々の行事に対して、例えば何かやる時に役場にこういうことを言ったらいいよとかそういうアドバイスとかそういったことが、私の勘違いかもしれませんが一切無かったんですよ。 だからやっぱり、せっかくこのサポーター制度という、もう無くなってしまったからあれなんですけれども、やっぱりもっと自治会に寄り添って

	普段から寄り添って行事をやる時でも来てもらったりとかね、そういうことをやっていった方が良かったのかな。 こちらもね、あ、この人うちのサポーターだから何かあった時に相談しようかなという体制になるんですよね。 それで、ちょっとそのサポーター制度とか、表面上だけでやる事業ではなくて、地域に寄り添いましょうということであれば本当にこう中に入ってきてやってほしかったなということが1つと、私もね、懇談会、町長との懇談会は自治会でも何箇所かやっているところもあるんですけども、なかなか町長と話をするとすると、事前にちゃんとした議題があって、これについて町長に聞きたいなというような議題があればやれるんだけど、例えば1回ちょっと町長とみんなで話しようということになっても多分話す人ってあんまりいないのかなってね。本当にこれはすごく、私も、もう連合会に入って5年、6年になるんで、町長と懇談会とかをやっているんですけども、内容によってはすごく良いんだけどね。 まあちょっとすみません。とりとめのない話をしてしまいました。以上です。
吉村会長（司会）	回答とかはよろしいですか。ご意見ということで。
采女委員	ご意見ということでよろしいです。
吉村会長（司会）	はい、わかりました。
辻主査（事務局）	町長以下の職員との懇談といったものであれば、まちづくりミーティングの中に自治会ミーティングといったものもありますので、それで職員と話がしたいですとかご要望があれば。
采女委員	まちづくりミーティング制度ですか
辻主査（事務局）	まちづくりミーティングの中に、若者のミーティングですとか自治会のミーティング、5人以上の団体とのミーティングといった形で申込みしていただければミーティングができるんですよね。それがまちづくりミーティング制度になっているんですけども、町長まではちょっと、ですとかそういうことがあれば、まちづくりミーティング制度を活用していただいて、ちょっと気になることとかお話しすることもできますので、是非ご利用いただけたらと思います。
采女委員	わかりました。ありがとうございます。
森委員	まちづくりミーティング制度について私、何も知らなくて、これは町のホームページか何か見れば出ていますか。
辻主査（事務局）	はい、ホームページにも載っておりますが、担当が庁舎1階の広報相談グループで受付しておりますのでこちらにお申し込みをしていただくんですけども、5人以上でのグループでのお申込みという形になります。対象者は町民ですとか町内で働いている人ですとか、そういった方々が対象となりますので、お気軽にご利用いただけたらと思いますが、来月の広報4月号に「まち育新聞」というものを同封させていただくのですが、こちらにまちづくりミーティングの内容を記載しておりますのでご覧いただけたらと思います。

森委員	前まであった地域サポーター制度に代わるものとして、まちづくりミーティング制度を活用するというご説明があったので、前は地域サポーター制度でやってもらっていたことを今後、こういった団体グループがやってくれるかもしれないということです。
辻主査（事務局）	はい、実施計画の内容を見直しして、まちづくりミーティング制度の活用といった内容に整理したものです。
森委員	わかりました。ありがとうございます。
吉村会長（司会）	その他に何かご意見、ご質問、ございませんか。 私の方から１点よろしいですか。 資料１の５ページ目のＮｏ．１６の手数料、使用料の見直しという項目がありますけれども、この３年間の新しい計画の中で何か具体的に見直しをすることが決まっているものあるんでしょうか。
小室部長（事務局）	町では使用料、手数料の見直しは４年に１回を目途に、その時々を情勢を精査した中で使用料、手数料の見直しをしております。令和４年度が見直しのタイミングだったんですけれども、ご承知のとおりコロナ禍です。ね大変厳しい状況があったこと、それから近隣の町を確認しても、今使用料、手数料を見直す時期ではないということで先送りされているということが実情としてありましたので、今回は見送りをいたしました。 ただ、物価高が続いていて生活が苦しいんですけれども、ずっと見直しをしないという訳にもいかないものですから、どのタイミングで次の見直しをするかというのをしっかり見極めて判断したいと考えております。
吉村会長（司会）	わかりました。いま仰ったように本当に皆さんが色んな物価高で非常に厳しい時代ですから、なるべく水道ですとか据え置きできるものは据え置きにして進めていただくことが良いのかなと思います。ありがとうございます。 皆さんからのご意見ご質問の方はよろしいですか。 無ければ説明の確認についての内容は以上とさせていただきます。議案の方の議題については終了させていただいてよろしいですか。
吉村会長（司会）	（その他） それでは６番、その他となっておりますけれども、何か全体を通して委員の皆様または事務局の方からですね何かございましたらお出しいただきたいというふうに思いますが。 事務局の方からお願いします。
佐藤主事（事務局）	事務局の方から次回の会議の開催につきまして情報提供させていただきます。令和４年度の取組が３月末で完了しますので、実施結果の取りまとめをさせていただきます。結果がまとまり次第、ご報告をこちらの委員会にさせていただきたいと思っております。 実施時期など決まりましたらご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

吉村会長（司会）	一応、何月頃とかっていうことは、ある程度決まっていることはあります。
佐藤主事（事務局）	7月以降を予定しております。
吉村会長（司会）	事務局から、次回は7月以降に一度お集まりいただいて、前回の計画の実施の確認で協議をしたいということでございますので、またお集まりいただきたいと思います。 その他に無ければ本日の会議を終了したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。 それでは以上を持ちまして、第1回の委員会の会議を終了させていただきますと思います。どうも皆様お疲れ様でした。ご苦労様です。 【閉会】